

桑名市職員の育児休業等に関する規則並びに桑名市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市規則第39号

桑名市職員の育児休業等に関する規則並びに桑名市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

(桑名市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 桑名市職員の育児休業等に関する規則（平成16年桑名市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

第13条の3中「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を「もの」に改める。

(桑名市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第2条 桑名市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成16年桑名市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「介護を」を「介護」に改める。

第17条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「日に」を「日の介護時間に」に、「当該2時間」を「1日につき2時間」に、「減じた時間）」を「減じた時間」に改める。

第17条の4第2項中「子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「日に」を「日の子育て部分休暇に」に、「当該2時間」を「1日につき2時間」に、「減じた時間）」を「減じた時間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の5 条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。